

# 高齢者福祉サービスのお知らせ

市では、在宅高齢者の方の日常生活を支援するため、介護保険サービスとは別に、次の福祉サービスを行っています。

サービス名	概要	対象	問い合わせ先						
老人日常生活用具給付等事業	<p>援護が必要な高齢者の方に、火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。また、固定電話の加入権を貸与します。 対象用具によって限度額が異なります。 ※用具購入前の申請が必要です。</p>	<p>65歳以上の方で世帯全員が市民税非課税の方で要件に該当する方</p> <table border="1"> <tr> <td>火災警報器・自動消火器</td> <td>一人暮らしの方または要介護3～5と認定された方</td> </tr> <tr> <td>電磁調理器</td> <td>要介護または要支援と認定された方</td> </tr> <tr> <td>老人用電話(貸与) ※固定電話の加入権</td> <td>一人暮らしの方</td> </tr> </table>	火災警報器・自動消火器	一人暮らしの方または要介護3～5と認定された方	電磁調理器	要介護または要支援と認定された方	老人用電話(貸与) ※固定電話の加入権	一人暮らしの方	<p>市内地域包括支援センター、ご利用になっている居宅介護支援事業者</p> <p>問 福祉総務課 (内線2454・2456) 各総合支所保健福祉課</p>
火災警報器・自動消火器	一人暮らしの方または要介護3～5と認定された方								
電磁調理器	要介護または要支援と認定された方								
老人用電話(貸与) ※固定電話の加入権	一人暮らしの方								
外出支援サービス	<p>公共交通機関を利用することが困難な高齢者の方に、通院等のために利用する寝台車等のタクシー料金の一部を助成します。</p>	<p>65歳以上で介護保険において要介護3～5と認定された市民税非課税の方</p>							
ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業	<p>一人暮らしの高齢者等の方に、緊急通報システム機器を設置し、急病等の緊急事態に迅速な対応を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上で慢性疾患等のため日常生活に注意を必要とする一人暮らしの方等</li> <li>80歳以上の一人暮らしの方等</li> </ul>							
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	<p>寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に対し、寝具の洗濯、乾燥、消毒のサービスを行います。</p>	<p>65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯に属し、世帯全員が市民税非課税の方</p>							
訪問理美容サービス事業	<p>理美容店の利用が困難な高齢者の方に対し、自宅を訪問し、理容、美容のサービスを行います。</p>	<p>65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯に属し、介護保険において要介護3～5と認定され、かつ市民税非課税の方</p>							
バリアフリー住宅普及促進事業	<p>手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修資金の助成を行います。 ※工事着工前の申請が必要です。</p>	<p>65歳以上で住居の改良が必要と認められる、世帯全員が市民税非課税の方 ※「要支援」、「要介護」認定者は除く。</p>							
生きがいデイサービス事業	<p>家に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、公共施設等において「集いの場」と趣味製作等の「活動の場」を提供します。</p>	<p>65歳以上の家に閉じこもりがちな方で「要支援」、「要介護」の認定を受けていない方</p>							
「食」の自立支援事業	<p>心身、環境の要件が、日常の食生活において支援が必要な高齢者の方に、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、安否確認を行います。</p>	<p>65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯に属し、世帯全員が市民税非課税の方</p>	<p>市内地域包括支援センター、ご利用になっている居宅介護支援事業者</p> <p>問 介護保険課 (内線2436、2444) 各総合支所保健福祉課</p>						
介護用品支給事業	<p>在宅で高齢者を介護している家族の方に、紙おむつおよび尿取りパット等の購入給付券を支給します。</p>	<p>世帯全員が市民税非課税で、在宅の要介護認定を受けている65歳以上の方を介護している家族</p>							

※サービスにより利用者負担等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 行政情報

### 平成26年度第二次奨学生募集

市では、石巻市出身の優秀な学生で経済的理由により修学困難な皆さんに学資を貸与し、有能な人材を育成するため、奨学生を募集します。

#### 応募資格

- 市内に2年以上居住する方
- 学術優秀(評定平均3.5程度)、品行方正および身体健全であり、経済的理由により修学が困難な方
- ※他の奨学金との併用はできません。

#### 対象

- 高校生(高等専門学校1年～3年生を含む)
- 専修学校生(修学期限が2年以上の課程に限る)
- 大学生(短期大学生、高等専門学校4年～5年生を含む)

#### 貸与額および貸与時期

- 4月、9月の年2回貸与(半年分一括貸与)
- ※平成26年度分については、採用決定後9月には、採用決定後9月に一括貸与
- 高校生および高等課程の専修学校生  
15,000円以内/月(年額180,000円以内)
- 大学生および専門過程の専修学校生  
35,000円以内/月(年額420,000円以内)

#### 申込方法

管内高等学校、市教育委員会、各総合支所および各支所の窓口から願書を受け取り、募集期間内に、市学校

教育課(市役所4階)へ提出してください。(郵送可。ただし、期間内必着)

募集期限 8月8日(金)

問 学校教育課  
(内線5025)

### 平成26年度中小企業復旧支援事業補助金

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設等の復旧に要する経費の一部を補助します。

- 震災時市内で事業を営んでいた方(個人事業者にあつては、震災時に市内に居住していた方)で、市内で事業を再開または継続する方
- ※対象とならない業種もあります。
- 施設が大規模半壊以上の被害を受けた方
- 市税および国民健康保険税に未納がない方
- 施設等の復旧に係る国・県等の補助金を受けていない方
- 平成27年3月31日(火)までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(既に復旧を終えている場合も可)
- ※すでに同制度を利用されている方は、対象外となります。

#### 補助金額等

施設等の復旧に要した経費(税抜)で20万円以上の2分の1以内(限度額100万円)

#### 受付期間

6月16日(月)～30日(月)

問 商工課  
(内線3523・3524)

## まちの話題

### 雄勝地区



#### 鎮守の森づくりで植樹祭

東日本大震災の津波で大きな被害を受けながら、支援によって再建した新山神社で植樹祭が行われ、地域の人たちや、現在は他地域で暮らす元住民等約200人が参加しました。植えたのは、タブやカシ、ヤマザクラ、合併前の雄勝町の町木であるユズリハ等の苗約3,000本です。参加者は鎮守の森の未来を思い、協力して作業を進めました。

5月3日(土・祝)  
雄勝町新山神社

### 河北地区



#### 住民活動の新拠点が完成

東日本大震災で被害を受けた大森公民館が再建され、落成式が行われました。震災後、解体された旧公民館に代わる地域のよりどころを作ろうと、住民主体で「大森公民館建設委員会」を立ち上げ、事業に取り組んできました。落成式には、地域の人たち等約20人が出席し、地域の交流や文化活動、防災活動の拠点となる施設の復活を喜びました。

4月20日(日)  
大森公民館

**臨時福祉給付金・  
子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ**

臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
<p>○臨時福祉給付金とは？ 平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられましたが、所得の低い方々への負担の影響を軽減するため、1回限りの暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を給付するものです。</p>	<p>○子育て世帯臨時特例給付金とは？ 平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられましたが、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図る観点から、1回限りの臨時的な措置として子育て世帯臨時特例給付金を給付するものです。</p>
<b>給付対象者</b>	
<p>次の要件をいずれも満たす方が対象となります。</p> <p>①基準日(平成26年1月1日(水))において、石巻市に住民登録がされている方</p> <p>②平成26年度分(平成25年中)の市民税(均等割)が課税されない方</p> <p>※ただし、次に該当する場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度分の市民税が課税されている方に扶養されている場合</li> <li>生活保護を受けている場合</li> </ul>	<p>次の要件をいずれも満たす方が対象となります。</p> <p>①基準日(平成26年1月1日(水))における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。以下同じ)の受給者の方</p> <p>②平成26年度分(平成25年中)の市民税(均等割)が課税され、平成26年度(平成25年中)の所得が児童手当の所得制限額に満たない方</p> <p>※公務員の方は、支給する所属庁から申請書および児童手当の受給状況に係る証明書が交付されますので、基準日時点の住所地の市町村に申請してください。</p>
<b>給付額</b>	
<p>給付対象者1人につき 1万円 給付対象者のうち、次に該当する方には5千円を加算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者(平成26年3月に受給権がある方)</li> <li>児童扶養手当、特別障害者手当の受給者(平成26年1月分の手当を受給している方)等</li> </ul>	<p>対象児童1人につき 1万円</p> <p style="text-align: center;"><b>対象児童</b></p> <p>給付対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童を基本とします。ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童および生活保護を受けている児童等は対象外です。</p>
<b>申請手続</b>	
<p>給付の対象になると思われる方に対しては、7月上旬をめどに、市から申請書等を郵送する予定です。</p> <p>給付対象者から申請書の提出を受け、給付の可否を決定し、申請受付から1カ月半程度で指定の銀行口座に給付金を振り込む予定です。</p>	<p>基準日における平成26年1月分の児童手当受給者に、7月上旬をめどに、市から申請書等を郵送する予定です。</p> <p>申請書の提出を受け、給付の可否を決定し、申請受付から1カ月半程度で指定の銀行口座に給付金を振り込む予定です。</p>
<p><b>問</b> 福祉総務課 臨時福祉給付金担当 子育て支援課 子育て世帯臨時特例給付金担当 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 専用ダイヤル ☎90-8043・8044 (午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く))</p>	

**被災者(被災地)特別健診を実施します**

健診を受ける機会のない18歳以上39歳以下の方を対象に、震災による生活環境の変化等による健康状態の悪化を早期に発見・予防するため、被災者特別健診を実施します。

- 対 象** 18歳以上39歳以下の方  
※被災の有無は問いません。
- 検 査 項 目** ①問診、診察、身体計測、血圧測定  
②血液検査:脂質、肝機能、糖代謝、腎機能  
③尿検査 ④心電図 ⑤眼底検査
- 料 金** 無料
- 申 込 方 法** 電話で申し込みください。後日受診票を送付します。
- 健 診 期 間** 本庁地区 8月4日(月)～10月9日(木)  
(荻浜地区) 6月28日(土)、29日(日)  
河北地区 6月16日(月)～27日(金)  
雄勝地区 7月22日(火)～24日(木)  
河南地区 8月25日(月)～9月12日(金)  
桃生地区 8月19日(火)～8月24日(日)  
北上地区 7月25日(金)～27日(日)  
牡鹿地区 6月18日(水)～21日(土)  
(網地島) 7月26日(土)

※地区外の方でも希望する地区で受診できます。  
※本庁地区は、指定医療機関での個別健診(心電図・眼底検査は別会場)、その他の地区は集団健診となります。

**申・問** 健康推進課(内線2413～2415)・各総合支所保健福祉課

行政情報

7月から「介護保険負担限度額認定証」の更新受付が始まります

現在使用している「介護保険負担限度額認定証(紫色)」の有効期限は6月30日(月)となっております。この認定証の更新受付は、7月1日(火)から行う予定です。

6月下旬に、自宅または入所施設へ「更新案内」と「申請書」を郵送しますので、手続きをお願いします。なお、新規申請については随時受け付けています。認定になれば施設入所やショートステイ利用時の食費・居住費が減額される制

児童手当の現況届の提出

現況届は、毎年6月1日現在の状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受給する要件を満たすかを確認するものです。児童手当を受給中の方へ郵送で書類を送付しますので、お手元に届きましたら手続きをお願いします。

なお、2月分から5月分までの児童手当は、6月10日(火)に指定の口座へ振り込

公共下水道事業および農業集落排水事業の受益者負担金(分担金)制度にご理解を！

下水道が整備された区域の土地の所有者の皆さんが受益者となり、下水道施設建設事業費の一部を負担していただく制度です。

新たに下水道が使用できるようになった区域に土地を所有している方には、「受益者申告書」を送付しますので、内容を確認の上、提出してください。

※今年度の新たな賦課区域については、お問い合わせください。

**問** 下水道管理課  
(内線5696・5694)  
各総合支所地域振興課

**問** 子育て支援課  
(内線2513)

まちの話題



桃生地区

5月6日(火)  
桃生公民館

県操法大会に向けて  
安全祈願祭と結団式

7月に仙台市の宮城県消防学校で開催される「第48回宮城県消防操法大会」に、石巻市消防団を代表して桃生地区団が出場します。本格的な訓練を前に安全祈願祭と結団式が行われました。大会は消防団員の技術を競い合う場として2年に1度開催されています。競技は小型ポンプ操法とポンプ車操法の2種目で、今年は小型での優勝チームが全国大会に出場できます。

河南地区

4月20日(日)  
農業担い手センター

勇壮 華麗な  
鹿嶋ばやし山車祭り



広淵地区の春の恒例行事「河南鹿嶋ばやし祭典」では、子どもたちが山車に乗り、おはやしと太鼓を打ち鳴らしながら元気に練り歩きました。住民が製作した山車飾りの今年のテーマは「軍師官兵衛」で、黒田官兵衛と豊臣秀吉の勇ましい姿や太公望、花咲爺さん等の華やかな飾りが地域を景気付けました。沿道からは、勇壮で華麗な山車とおはやしに拍手が送られていました。

# 行政情報

## 国民健康保険加入の皆さんへ：簡易申告はお済みですか？

国民健康保険(国保)に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

国保世帯の世帯主(本人自身が国保に加入していない場合も含みます)と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額(一人一人にかかる額)と平等割額(世帯毎にかかる額)が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

- ①平成25年中に収入のなかった方(平成25年中の収入が雇用保険等の非課税所得のみの方も含まれます)
- ②平成25年中に障害・遺族年金を受給していた方(ただし、国民年金等の受給者は、申告は不要です)
- ③平成25年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方等

※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①②③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

受付場所  
市役所2階保険年金課  
各総合支所市民生活課  
各支所  
保険年金課  
(内線2337) 2339・2342  
各総合支所市民生活課

所得証明書等の発行のお知らせ  
平成26年度の所得証明書や課税(非課税)証明書は6月13日(金)から発行します。  
市民税課  
(内線3093・3098・3101・3104)

石巻市放課後児童クラブ指導員を募集します  
市では、放課後児童クラブを利用する児童への保育・指導を行う指導員を募集します。児童クラブに関わる事務(保護者からの申請書受付等)も行います。  
勤務期間  
採用日：平成27年3月31日(火)

農業者年金の現況届は忘れずに！  
農業者年金を受給するためには、毎年現況届が必要となります。  
農業者年金の経営移譲年金や特例付加年金・農業者老齢年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。  
なお、現況届の用紙は、5月末ごろ農業者年金基金から受給者本人に送られています。  
提出先  
農業委員会・農林課  
各総合支所地域振興課  
提出期限  
6月2日(月)～6月30日(月)  
※現況届の提出がないときは、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますので、ご注意ください。

総務省からのお知らせ  
6月1日(日)～10日(火)は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。  
不法電波は人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。電波はルールを守って、正しく使いましょう。  
総務省東北総合通信局 相談窓口  
☎022-221-0641  
市情報システム課  
(内線4262)

5月30日(金)～6月5日(木)は「ごみ減量・リサイクル週間」です

皆さんで、ごみを減らして資源やものを大切に使う循環型社会を作るために、3R(スリーアール)を実行しましょう。

**Reduce(リデュース)**  
ごみを減らそう。無駄なものは買わない。

**Reuse(リユース)**  
繰り返し使おう。別の使い方を考える。

**Recycle(リサイクル)**  
再び資源として利用しよう。

ごみは分別して捨てましょう。一人一人が、環境のことを少しでも意識して、できることから3Rを始めてみましょう。

問 廃棄物対策課(内線3373・3374)

6月は「全国ごみ不法投棄監視月間」です

家屋解体後の更地になった他人の土地や片付け・リフォーム途中の家の敷地、もしくは一般家庭ごみの集積所や人目につきにくい広い土地等に、人目を忍んで、被災ごみやリフォーム廃材(産業廃棄物)またはそれらに便乗した粗大ごみが出されています。

不法投棄禁止違反は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、または併科に処せられる犯罪行為です。

警察でもパトロールしていますが、もし、不法投棄が行われている現場を目撃したら、すぐ警察に110番通報してください。通報の際は、場所、時間、車のナンバー等を控えておくと、投棄者が特定しやすくなりますので、ご協力をお願いします。また、不法投棄物に関する情報は、お近くの警察署または交番・駐在所、もしくは廃棄物対策課へご連絡ください。

問 廃棄物対策課(内線3375・3376)

経済センサスー基礎調査および商業統計調査の回収にご協力をお願いします

総務省および経済産業省では7月1日(火)、全国のすべての事業所および企業を対象に経済センサスー基礎調査および商業統計調査を同じ調査票で一体的に行います。6月から調査票をお届けしますので、回答をお願いします。

総務課  
(内線4035)

健康推進課  
(内線2618)

5月31日(土)は、「世界禁煙デー」です。  
5月31日(土)～6月6日(金)は「禁煙週間」です！  
禁煙は、いつから始めても遅いということはありません。禁煙にチャレンジしてみよう。  
禁煙治療に保険が適用できる医療機関や禁煙支援薬局については、お問い合わせください。

まちの話題

**北上地区**  
4月19日(土)  
北上川河川敷  
春の風物詩のヨシ原火入れ  
環境省の「残したい日本の音風景100選」にも選ばれている北上川のヨシ原で火入れ作業が行われました。害虫駆除と新芽の生育を促すために、30年以上前から毎年この時期に実施されています。枯れたヨシに火が放たれると、パチパチと音を立て、勢い良く炎が舞い上がりました。数週間後には焼けたヨシ原から小さな芽が次々と顔を出し、一帯は新緑に染まりました。

**牡鹿地区**  
5月3日(土・祝)  
くぐなり十八成浜  
みこし神輿と海へ～復興祈願～  
十八成浜の白山神社で例大祭が行われました。17人の担ぎ手によるみこし神輿が地区内を練り歩き、「チョウサイ、チョウサイ」の掛け声とともに家内安全・商売繁盛を祈願しました。  
また、餅まきや獅子舞も行われ、地域の皆さんや大勢の帰省した人たちの歓声により、賑やかで楽しい一日となりました。

健康推進課  
(内線2618)